

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

診療報酬の改定により、令和6年（2024年）10月1日から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さんが希望された場合、選定療養費をご負担いただきます。

※患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を希望された場合に、その差額の4分の1に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者さんにご負担いただく仕組みです。

【対象者】

外来患者さんの院外処方・院内処方

【対象となる医薬品】

- ◇ 後発医薬品が発売されてから5年以上経過した先発医薬品
- ◇ 後発医薬品への置換率が50%を超えている先発医薬品を希望された場合

【対象外になる場合】

- ◇ 医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合
- ◇ 後発医薬品の提供が困難な場合
- ◇ バイオ医薬品

【自己負担額について】

長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1（下の画像をご参照下さい）

※選定療養費には別途消費税も必要になります。

[詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください（別サイトに移動します）](#)

画像をクリックすると拡大します。

患者のみなさまへ

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いします。

・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使われています。
・先発医薬品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する、特別の料金として、診療報酬の点数料に上乗せさせていただきます。
・先発医薬品は、供給不足の医薬品に必要があるため処方される場合があります。特別の料金はかかりません。

新たな仕組みについて
後発医薬品について

厚生労働省

特別の料金の計算方法

後発医薬品（ジェネリック医薬品）と先発医薬品（長期収載品）の価格差の4分の1に相当する金額を、特別の料金として患者さんにご負担いただきます。

例えば、先発医薬品の価格が100円、後発医薬品の価格が50円の場合、価格差は50円です。特別の料金は50円の4分の1に相当する12.5円です。

後発医薬品 （ジェネリック医薬品） 価格：50円	原薬 価格：100円	価格差 50円	特別の料金 （価格差の4分の1） 12.5円
--------------------------------	---------------	------------	------------------------------

特別の料金の計算式：
特別の料金 = (先発医薬品の価格 - 後発医薬品の価格) × 1/4

Q&A

Q1. どのような医薬品が対象となるのか？

Q2. 選定療養費はどのように支払われますか？

Q3. どのような場合に後発医薬品が処方されるのか？

Q4. 後発医薬品が処方された場合、どのような点に注意する必要がありますか？

Q5. 後発医薬品が処方された場合、どのような点に注意する必要がありますか？